平成２５年（フ）第５３３号
千葉県松戸市秋山132番地の２　グランシャリオⅡ103号
債務者　田村　　仁
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３４号
千葉県松戸市秋山132番地の２　グランシャリオⅡ　103号
債務者　田村　友美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９９２号
名古屋市守山区高島町318番地　コンフォール小幡緑地106号、従前の住所名古屋市守山区竜泉寺２丁目822番地
債務者　中井　敏美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　都
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０７号
札幌市北区屯田３条５丁目12番17号
債務者　清水　伸一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木場　知則
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４号
福岡県田川郡福智町神崎1945番地１
債務者　大嶋　恵護
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　休場　　明
4　破産債権の届出期間　平成25年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３７３号
札幌市北区新琴似７条16丁目２番６号
債務者　吉田　末晴
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９１号
北海道石狩郡当別町末広546番地42　町住170号
債務者　清水　一夫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３２号
札幌市東区北41条東８丁目１番６号　アークコート北41条Ⅱ202号
債務者　田中　愼一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３９号
札幌市東区北11条東９丁目１番３―1303号
債務者　牛島　　薫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０８号
札幌市南区澄川５条６丁目14番８号　コーポ浅野201号
債務者　梅田雄一郎
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８０号
札幌市東区北25条東１丁目３番29号　コーポ対馬Ｂ105号
債務者　小鴨　義明
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１３号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番20―111号
債務者　田村　竜一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５３号
北海道千歳市北光４丁目５番17号
債務者　千葉　利靖
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５４号
北海道千歳市北光４丁目５番17号
債務者　千葉　妙子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５５号
北海道千歳市北光４丁目５番17号
債務者　遠藤小夜子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６４号
札幌市白石区栄通21丁目14番６号
債務者　坂本　英樹
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部